

令和3年4月7日

保 護 者 様

三木市立縁が丘東小学校長 奥村 浩哉

### 地震発生時の児童の登校・下校の措置について

平素は本校教育にご理解ご協力をいただき厚くお礼申しあげます。  
さて、地震発生時の児童の登校・下校の措置について、下記のとおりといたします。  
ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。  
なお、学校からの連絡は、「緊急メールシステム」を想定しておりますが、**被害が甚大で緊急メールシステム及び他の通信手段が使えない場合は**、表中の※の対応とします。

記

区 分	措 置
① 登校前（在宅中） 震度5弱以上の地震が発生、または緊急地震速報が発表された場合	<b>自宅に待機し学校からの指示を待つ。</b>  ※ 学校から連絡があるまで自宅または避難場所に待機とする。
② 登下校中 物につかまりたくなるような揺れ（震度5弱程度）以上の大規模な揺れを感じた場合	安全な場所に一時避難し、揺れが収またら、 <b>学校または自宅の安全な方に避難して学校からの指示を待つ。</b>  ※ 自宅に避難した場合は自宅待機、学校に避難した場合は引き渡しによる下校とする。
③ 在校中 震度5弱以上の地震が発生または緊急地震速報が発表された場合	児童は <b>学校に待機</b> 。保護者は学校からの指示を待つ。（引渡しによる下校の指示も含む）  ※ 引渡しによる下校とする。

- 震度4以下の場合は、安全を確認した上で、原則平常どおりとします。